

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第93回> 事前確定届出給与の否認チャレンジ事件

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第92回)はNo.3801(令和6年5月13日号)に掲載いたしました。]

事前確定届出給与とは、当に支給されるべき給与として認められるものを指す。

い。 sample sample sample
い。
その

1 はじめに

濱田) もう約1年以上前になりますが、事前確定届出給与について重要な裁決例が登場しています。誤解されている方も少なくないので、内容を確認しておきたいと思います。

内

4 sample sample sample

研

文

白井) 課税処分が全部取消しになったということで、それほど恐れなくても良いのではないかと意見もあるようですけれど。

岡野) いや、この論点で否認チャレンジが行われたことも重要ですし、事案の内容次第では納税

いま

村木

勧め

も確認しておきたいと思います。

sample sample sample

ポイント 事前確定届出給与は、役員賞与を損金にする支給方法だと誤解している税理士もいるのではないか。

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人(以下「請求人」という。)が、事前確定届出給与として所轄税務署長に提出した届出書に基づき支給した給与の額(略)を、それぞれ支払った事業年度の

とこ

職務

給与

章入